

宝塚市告示第258号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次の都市計画を変更したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示する。

また、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により当該都市計画の図書を宝塚市都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

令和7年(2025年)12月15日

宝塚市長 森 臨 太 郎

1 都市計画の種類及び名称

阪神間都市計画生産緑地地区（安倉北6生産緑地地区ほか26地区）
の変更

2 都市計画を変更する土地の区域

宝塚市市街化区域